

広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例
第2回検討委員会の委員意見概要

【事業者の役割について(条例第7条第2項)】

- ・第7条第2項について、具体的に誰がどんなことをしなければいけないのかイメージが湧かない。
- ・事業者とは、フードデリバリーサービス業者（運営会社）を指し、他の事業者とは配達員のことだとすると、フードデリバリーサービス業者（運営会社）は、個人の配達員に、いつどの時点で、どういうことをするように条例は求めているのか。事例を示せるようにしないとイケない。
- ・参考資料1「フードデリバリーサービス運営会社に対する県の対応について」にある業務委託等のイメージ図に関して、ここに記載の「販売店等」が「運営会社」を介さずに「配達員」に依頼する可能性があるなら、「運営会社」がなくなり「販売店等」（と「配達員」との関係）になるので、これも想定しておかなければならない。

【幼児のヘルメット及びシートベルトの着用について(条例第12条)】

- ・幼児のヘルメット着用について、愛媛県の条例では、全年齢、全事業者に対しての着用義務があるので、足並みを揃えて着用を励行するよう、要望としてお願いしたい。
- ・愛媛県と広島県との関係では、県境で自転車利用者への申し入れが変わることがないようにご配慮ください。
- ・（道路交通法改正が令和4年4月に公布され、公布から1年以内の施行により、自転車乗用者全員にヘルメット着用の努力義務が課されるのであれば、）広島県の自転車条例も全員ヘルメット着用でも良いのではないかと受け取られる印象を持つ。

【自転車損害賠償保険等への加入等について(条例第13条)】

- ・第13条の第1項と第2項について、第1項は個人向け保険、第2項は事業者向け保険の加入義務付けを想定しているはずである。しかしいずれも同じ「自転車損害賠償保険等」という用語を使ってしまうと、例えばフードデリバリーの配達員は業務中の事故は個人向け保険ではカバーされないにもかかわらず個人向け保険に入っただけでさえいけばよいと誤解されてしまう可能性がある。このような誤解の生じないような書き方を工夫すべきである。
- ・保険加入義務化については、保険の対象範囲が多種多様であることから、効果的な広報啓発が必要である。
- ・大学生が卒業した場合に親の特約から外れ、無保険になる事例や高齢者が免許を返納して無保険になる事例も考えられる。これらの場合への周知も検討してほしい。